

# 「広島メンネルコール」運営規約

## 第 1 条 名称

当合唱団は、広島メンネルコールと称する。

## 第 2 条 目的

広島メンネルコールは、団員相互の信頼と協力により合唱音楽の研鑽を積むとともに、演奏、その他の活動を通じて、広く地域社会の音楽文化の向上に資することを目的とする。

## 第 3 条 組織の構成と義務

広島メンネルコールは、第 2 条の目的に賛同する者（以下団員という）の集合体として組織する。

団員の要件は、別途に定める「団員のしおり」に準拠する。

団員は、組織の円滑な運営に努めなければならない。

## 第 4 条 事業

広島メンネルコールは、次に定める事業をおこなう。

- ① 定期練習および臨時練習
- ② 定期演奏会の開催
- ③ その他必要と認める事業

## 第 5 条 総会

広島メンネルコールは、議決機関として 1 年に 1 回、団長の招集により総会を開催する。但し、役員会が必要と認める時は、臨時に開催する。

- ① 総会は、前年度の事業および収支決算等の報告について審議をおこない、承認する議決を得たのち、当該年度の事業案、収支予算案、委員等の選出、および必要と認められる事項について審議をおこない決定する。
- ② 議決は出席者の過半数の支持により成立する。総会の議決は、別途に定める役員会等の議決に優先する。

## 第 6 条 役員会と運営の実務

広島メンネルコールは、運営の実務を担う役員会を設置する。

役員会は、団長、副団長、運営委員会、技術委員会および、特別委員により構成する。

役名と業務内容は次の通りとする。

- ① 団長は、広島メンネルコールを代表して事業の運営を統括する。
- ② 副団長は、団長を補佐する。
- ③ 運営委員会は、団長、副団長、指揮者、総務、渉外、人事、会計、パート幹事、監査の各委員により構成する。
  - i 総務委員は、練習会場の確保、諸情報の広報と管理、財産の管理等を担う。
  - ii 渉外委員は、外部諸団体との折衝を担う。
  - iii 人事委員は、団員、休団員、退団者等の把握、および名簿の作成と管理を担う。

- iv 会計委員は、運営に関する金銭の出納管理、予算案、決算案の作成と管理を担う。
  - v パート幹事は、パート毎に所属する団員の状況把握と諸情報の周知等を担う。
  - vi 監査委員は、会計監査を担う。
- ④ 団長、副団長、運営委員は、総会において選任する。任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。
- ⑤ 技術委員会は、指揮者、パートリーダー、サブパートリーダー、団長、副団長により構成する。技術委員会は、演奏曲の選定、楽譜の管理、練習計画の作成と実施のほか、演奏能力の向上に関するすべての業務を担う。
- 指揮者は、役員会の推薦により総会において選任する。任期は定めない。
- パートリーダーは、各パート団員の同意のもと指揮者が選任する。任期は定めない。
- i 指揮者は、技術委員会を統括する。
  - ii パートリーダーは、指揮者を補佐する。
- ⑥ 特別委員は、特定事業の運営を担う。特別委員は、運営委員会において選任する。任期は、特定事業の運営開始から終了までとする。
- ⑦ 各委員の人数は1名以上とする。必要と認めるときは副委員をおくことができる。
- ⑧ 委員は兼任することができる。

#### 第7条 専門家の招聘

音楽水準および演奏能力の向上のために、指揮者、声楽指導者、ピアニスト、その他の専門家を招聘することができる。

#### 第8条 顧問

団運営に有益な専門家、相談者を顧問とすることができる。顧問は、役員会の推薦により総会において承諾を得るものとする。任期は、定めない。

#### 第9条 事業運営の経費

事業運営に要する経費は、団費、その他の収益金を原資とする。

#### 第10条 事業年度

事業年度は、1月1日から12月31日までとする。

#### 第11条 規約の改正

本規約の改正は、役員会の起案により総会で議決する。

#### 第12条 付則

本規約は、平成21年2月15日より施行する。